

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和 8 年 1 月 30 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 00
場 所	岩国市役所 4 階 41・42 会議室
出 席 者	8 名 (8 / 9) 鳩会長、斉藤委員、笹井委員、正木委員、杉山委員、 村越委員、坂根委員、山口委員
事 務 局	内坂都市開発部長、片野景観整備課長、増原景観政策班長 中村主任、大上主事、落合主事
会 議 の 公 開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

第 1 会議次第

1 開会

2 議題

- (1) 「岩国市屋外広告物等に関する条例」に基づく制限地域等の指定について (諮問)
- (2) 「第 4 回 いわくに景観賞」の選定について (意見聴取)
- (3) 付議区分について (報告)
- (4) 今後のスケジュールについて (報告)

3 閉会

第 2 配布資料

- ・ 審議会委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 進行予定表
- ・ 追加資料① 諮問第 6 号 (付議事項一覧表)
- ・ 追加資料② 色彩基準の変更について
- ・ 追加資料③ 山口県条例における案内誘導広告物について
- ・ 追加資料④ 岩国市屋外広告物等に関する条例

第 3 審議経過

○開会

内坂都市開発部長より挨拶

○会議の成立

委員 9 名中 8 名が出席しており、岩国市景観条例施行規則第 21 条第 3 項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。

議題 1 「岩国市屋外広告物等に関する条例」に基づく制限地域等の指定について（諮問）

○事務局：

景観整備課長の片野です。

それでは、議題 1 諮問第 6 号「岩国市屋外広告物等に関する条例」の規定に基づく制限地域等の指定について御説明します。

資料は、事前送付資料のうちの、資料 1、それと、本日机の上に配布させていただきました、追加資料①から④まで、以上となります。

先ほどの部長のあいさつにもございましたとおり、令和 7 年 12 月岩国市議会定例会で条例案が無事可決され、令和 7 年 12 月 23 日に公布されたところがございます。山口県条例に代わる本市の屋外広告物行政の基本的なルールが定まりましたが、全面施行は令和 8 年 7 月 1 日で、5 か月先となっております。その間は、引き続き山口県条例に基づいて、屋外広告物行政を進めてまいります。

本日は、条例制定後の「具体的な基準等を定めるための手続」として諮問させていただいております。引き続き、屋外広告物行政について、御助言を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、資料 1、表紙をめくって、1 ページ目を御覧ください。

ページ下半分に条例を抜粋したものを記載しておりますが、制限地域の指定や基準を定める場合には、条例第 30 条の規定により、「審議会の意見を聴かなければならない」とされております。

条例の施行日を令和 8 年 7 月 1 日と定めているため、本来であれば、本日の諮問はフライングになりますが、条例の附則において「準備行為」として「施行日前においても審議会の意見を聴くことができる」旨を定めております。従いまして、本日の「諮問」は条例に基づいた正規の手続であることを最初に申し上げます。

それでは、諮問第 6 号について、御説明します。

最初に、全体像、総論についての説明と、用語説明を一点させていただきます。

まずは、1 ページ目に「本日の諮問事項」の概要をまとめています。追加資料①と併せて御覧ください。

「制限地域の指定」から「基準の決定」までの 7 項目が、本日の諮問事項でございます。これまでの審議会で御説明してまいりました内容を、条例に基づく行政上の手続として、「市長による制限地域等の指定」、「条例の施行規則の制定」を行ってまいります。

2 ページ目に「諮問以降の流れ」をお示ししております。本日の諮問に対して御答申をいただいた場合、令和 8 年 2 月以降に施行規則の公布をし、条例の全面施行日である令和 8 年 7 月 1 日に「施行規則の施行」と「地域等の指定告示」を一斉に行う流れとしております。これは、現在、山口県条例の運用の権限移譲を受けておりますが、県条例と市条例が切れ目なく、また、重複する期間がないよう事務的に調整を図った結果、市条例の制定や県条例の改正等を全て同一の施行日で整理することが適当であることが、県・市の法務担当も含めた協議の中で調いましたので、このように整理をさせていただいております。

3 ページ目の A 3 用紙が、指定を行おうとしている規制区域の全体像を把握していただくための概要図です。

4 ページ目は、屋外広告物条例の立て付けについて解説しています。条例は、「屋外広告物の設置は、原則禁止」というところからスタートしています。その上で、地域を限って「市長の許可を受ければ設置できる」と規定しています。このように「規制」が前面に出ている立て付けですが、住

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

宅の表札のようなものまで規制することは合理的ではありませんので、「禁止」であるとか「許可が必要」であるとかのルールをないものとする、禁止規定等を除外することを「適用除外」と呼んでいます。「適用除外」という用語が少し分かりにくいと思われましたので、お話をさせていただきました。以上が、全体像の説明になります。

それでは、各論的な御説明に入ります。5 ページから 21 ページまでに制限地域等の指定について具体的に記載しています。これまでの審議会で御説明した内容と重複する部分が多いため、それらについては説明を割愛させていただきますが、6 ページを御覧ください。

これまで具体的に御説明していなかった「岩国市指定文化財の周囲」を「第 4 種制限地域」に指定することについて、御説明します。

山口県条例は、県内市町を広く対象としているため、国と県の文化財が規制対象であり、各市町が指定している文化財は規制対象外でした。このたび、岩国市条例を制定する運びとなりましたので、市の指定文化財の周囲景観をこれまで以上に保全していくために、屋外広告物条例の規制対象として追加しております。

参考までに、県内の市町では、下関市と萩市が条例をそれぞれ制定されておりますが、市の文化財を規制対象とされております。6 ページ目の下のほうに「(3) 岩国市指定文化財」という見出しがございますが、36 の文化財の周囲を指定し、屋外広告物の表示・設置を制限したいと考えております。対象とした文化財は、山口県条例や萩市の条例を参考に、有形文化財のうち建物であるもの、それと史跡・名勝・天然記念物を対象としております。

屋外広告物の規制対象地域は、文化財の形態等により、「境内地」「文化財の周囲 30m 以内の地域」「文化財として指定されている地域」の 3 種類に分類しております。文化財が神社仏閣にある場合はその「境内地」を、一里塚や道標のような敷地を持たない文化財の場合は「その周囲 30m 以内の地域」を、菩提樹群生地のような地域指定がされている文化財は、「その地域」を屋外広告物の制限地域としております。参考資料となりますが、18 ページの A 3 用紙に文化財の位置が、19 ページには位置図の番号に対照する名称一覧がございます。

また、別冊としまして、「会議後回収資料」と朱書きしている冊子に、各文化財の概要と周辺状況が分かる写真をお示ししております。指定しようとする文化財の周囲がどのようになっているかの参考として、Google ストリートビューの写真を使用しています。なお、Google の利用規約の関係上、会議終了後は机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

なお、これらの文化財の周囲を規制対象とすることについては、本市文化財課とも調整し、選定しております。岩国市指定文化財の周囲についての説明は以上となります。

これら市の文化財の周囲を含めまして、

「第 1 種制限地域、第 2 種制限地域又は第 3 種制限地域に区分する地域」

「第 4 種制限地域に区分する地域」

「許可地域」

「禁止物件」

「公益上必要な施設又は物件」

「特定屋内広告物を制限する地域」

を資料のとおり指定したいと考えております。

次に、「規則で定める基準」について御説明します。資料は引き続き資料 1 及び別紙 1 から 3、追

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

加資料の②と③でございます。こちらも「地域の指定」と同様、これまでの審議会で御説明した内容と重複する部分が多いため、それらについては説明を割愛させていただきます。

22 ページを御覧ください。はじめに、「許可基準」について御説明します。A 3 サイズの別紙 1 を御覧ください。

こちらの資料は、これまでの審議会でたびたびお示しさせていただいたものですが、文書法令担当との調整により、「景観との整合」「照明」に関する部分について、一部表現を変更したところがございます。

そのほか、色彩について、最終的に見直した部分がございます。追加資料②「色彩基準の変更について」を併せて御覧ください。

一つ目の見直し内容として、A 3 の資料で朱書き修正を加えていますが、山口県条例では、「金色、銀色、光沢のあるもの」の使用が禁止されていましたが、これらの使用を認めるというものです。

金色等については、追加資料②に記載したとおり、ステンレス板や建設業の金看板など使用事例が多々あることから、禁止することが現実にそぐわないため、使用自体は認めたいと考えております。

ただし、岩国市景観計画の「景観形成基準」において、「目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること」という工作物の色彩基準を定めており、本市の屋外広告物条例の施行規則においても「景観形成基準に適合すること」と定める予定としていることから、あまりにも過大な金色等を使用される計画の場合は、許可しないように考えているところです。

二つ目として、A 3 の資料の最後のページ、32 ページの「一般広告物の色彩について」の見直しです。

一般広告物は、広告物の「地の色」、文字やイラストではなく、背景の色を「地の色」と呼んでいますが、山口県条例では「地の色」に「赤色、黄色、黒色」を使用することが禁止されています。その理由について山口県の担当者等からは、はっきりとした理由は確認できませんでしたが、「信号機や道路標識の効果を妨げるからではないか」と聞いております。

黒色に関しては、追加資料②に関係資料をお示ししていますが、大正 11 年制定の内務省令で、当時の道路標識の「地の色」が黒色と決められていた関係で、道路標識と看板を混同・誤認しないように禁止されていたのではなかろうかと、推測したところでございます。この省令は昭和 17 年 5 月に廃止されましたが、屋外広告物法の制定が昭和 24 年であることから、制度設計の時点では、多くの黒色の道路標識が残っていたのではないかと思います。

また、日々の業務においても、広告事業者から「黒色を使いたい」という要望が多くございまして、黒色にしか見えない「限りなく黒に近い茶色」を使用され、「黒ではないから構わないだろう」という申請がされております。

黒色については、特段使用することに支障が認められないため、許可基準から「黒色を禁止」という部分を削除させていただきました。

赤色と黄色に関しましても、けばけばしい色の使用は県条例同様、使用を禁止したいと考えていますが、色彩の度合いがけばけばしいとまでは言えない彩度のものについては、使用を認めたいと考えています。赤色や黄色についても日々の業務の中で、特に赤色について、どこまでが赤色でどこからが朱色や桃色か、というところで、定量的な基準がないこともあり、広告業者との意見調整に時間を要したことも、ままございました。したがって、下関市と金沢市の基準を参考にさせ

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

ていただき、マンセル表色系により定量的な基準を設けることとし、彩度が 10 を超えるものだけ、使用を禁止する方向に変更したいと考えているところです。以上で、色彩基準の変更についての説明を終わります。

次に、「案内誘導広告物」について御説明します。資料は、引き続き 22 ページと追加資料③を御覧ください。

車を運転している時などに、「店舗まであと何キロメートル」といった看板を御覧になることも多いと思いますが、それらの多くは比較的、店舗や事業所が多く立地している幹線道路沿いに設置してあります。本市における主要な幹線道路である国道 2 号、国道 188 号はほとんどの区間が「許可区間」に該当します。その沿線の「許可地域」が「案内看板」の主な設置場所になりますが、一般広告物に分類される「案内看板」は、市長の許可を受ければ設置可能であり、実際に多くの案内看板の設置許可申請を受けております。

それに対して、ここで規定している「案内誘導広告物」は、「一般広告物を設置してはいけない区間・地域であっても、案内誘導のための必要最小限の広告物であれば設置を認める」というものです。ここで、追加資料③「山口県条例における案内誘導広告物について」を御覧いただければと思います。

下のほうのカラーの図で、山口県条例のルールを少し具体化しています。山口県条例では、「一般広告物の設置が禁止されている国道・県道・農道・林道・私道などが脇道として接続している場合で、その脇道に入った先に事務所や店舗があるときに限り、そこへの案内看板は設置を許可する」というルールになっています。しかしながら、こういった事例の可能性が極めて少ないこと、県の土木建築事務所で事務を行っていた頃も含めて、現在把握している限り、これまで一度も申請がなかったことを踏まえ、この「県のルール」は採用しないこととしました。代わりに、面的に一般広告物の設置を制限することにし、「岩国城下町地区内」での案内看板の設置については、本市を代表する観光地でもあることから、第 1 種制限地域又は第 2 種制限地域内では、「表示面積」「設置個数」などの基準を設け、許可申請をしていただくルールに変更いたしました。「案内誘導広告物」についての説明は以上となります。

次に、資料 1 の 23 ページを御覧ください。

23 ページから 27 ページまでで「許可申請不要な広告物」について記載しています。

許可申請が不要な広告物について、これまで詳細に御説明をしていなかったことが 5 つありますので、御説明させていただきます。

一つ目として、「国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件」です。本市において設置されているものとして、23 ページに 2 つの例を示しております。「錦帯橋周辺の花見の時期などの提灯」と、「主に国道 2 号・188 号で実施されているスポンサー照明」の例をお示ししていますが、それぞれ岩国市としても積極的に関わっているものになります。山口県条例の基準では、広告主・スポンサーの名称を表示面の 5 分の 1 以下に収めること、また同じものは一つまで、とされていますが、現実的には 5 分の 1 に収めると広告の効果がほとんどなくなり、公共的目的に沿った取組に対して協力が得られなくなる可能性があります。したがって、スポンサー名等の表示面積及び設置数の基準は設けないことにしたところです。

次に、24 ページを御覧ください。二つ目として、「公益上必要な施設又は物件で市長が指定するもので寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件」についてです。

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

12 ページに戻っていただくと、12 ページの下のところに「5 公益上必要な施設又は物件」として市長が指定するものを国旗掲揚塔以下列挙しています。これらに「寄贈者名等」を許可申請不要で表示することができる基準として、物件の面積の5分の1以下、かつ、0.5平方メートル以下、という面積基準を設けています。こちらは、山口県条例の基準から変更はございません。

次に、25 ページを御覧ください。三つ目として、「自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示・掲出する広告物等」についてです。いわゆる「管理用広告物」と呼んでいるものですが、イラストのように、空き地などを管理するために立てられている看板などが管理用広告物です。管理目的であるため、必要最低限の情報を表示するものであることから、山口県条例では面積・色彩等の基準をあえて設けることはされていません。しかしながら、管理用広告物であっても景観への影響が皆無ではないため、岩国市景観計画に定める景観形成基準への適合は求めることとしました。

次に、26 ページを御覧ください。四つ目として、「許可申請不要で表示できる自家用広告物」についてです。改めて「自家用広告物」について簡単に御説明いたしますと、「自家用広告物」とは、御自宅の「表札」や、店舗・事業所に掲げられている看板など、生活上、営業活動上必要な広告物です。委員の皆様の中でも山口県条例の規制対象地域にお住いの方々も、御自宅の「表札」について市役所に申請はされていないと思います。一定の面積以下のものについては、許可申請不要で表示することが可能です。その一定の面積についての基準を、表のとおりとしています。こちらの基準については、城下町地区における新たな基準として条例制定に至るまでに御説明をさせていただいたものになります。城下町地区では、第1種制限地域が5㎡以下、第2種・第3種制限地域が10㎡以下、城下町地区以外の風致地区などの第4種制限地域が5㎡以下、許可地域が10㎡以下となっております。総量の基準以外に、A3用紙の別紙1、28 ページを御覧いただければと思います。左上の「共通基準」と表記している表の一番下に「適用除外」という項目において申請不要となる広告物の基準を記載しています。共通基準及び個別基準を満たすものとしていますので、例えば、このA3用紙の右上に立看板の個別基準がありますが、立看板は2㎡までとしています。したがって、立看板を一つだけ設置する場合には、総量としては5㎡まで設置できる基準ではありますが、立看板の個別基準が2㎡以下であるため、2㎡以下のものしか設置できないということになります。

次に、27 ページを御覧ください。五つ目として、「一時的に表示する広告物等」についてです。冠婚葬祭、イベント等で一時的に設置する仮設の広告物については、景観等への影響が一時的であるため、許可申請を不要としています。その「一時的」の定義を山口県条例では「10日以内」とされているところ、岩国市条例では「30日以内」に拡大しています。その理由としましては、主にイベントにおきまして、事前の告知期間を含めた場合、10日では短いという御意見がありましたので、色彩基準等への適合を条件とした上で、県条例よりも長く設定しております。許可申請不要な広告物についての説明は、以上となります。

最後に、別紙2、33 ページを御覧ください。城下町地区において広告物の総量規制を行いますが、「敷地面積による総量の緩和措置」についての具体的な基準について、御説明します。敷地面積による緩和措置については、滋賀県の彦根市や福岡県の宗像市などの先行事例がございます。それらを参考にし、また、地域の実態も加味した上で、どこまで緩和されるかの「算定式」及び「上限値」を設けております。算定式は、「制限地域ごとの基準値に敷地面積を乗じて、1,000で

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

除する」とし、上限値は「50 m²まで」といたしました。緩和の例を 33 ページの下のほうに記載をしています。

「第 3 種制限地域に敷地面積 1,500 m²の事業所がある場合」がどうなるかを御説明します。第 3 種制限地域の総量基準である 30 m²に敷地面積 1,500 m²をかけると、45,000 となります。この 45,000 を 1,000 で割ると、45 m²が算出されます。上限値の 50 m²を下回っておりますので、この事業所の広告物は、45 m²まで設置することができることとなります。議題 1 の諮問第 6 号の説明は、以上となります。

説明がたいへん長くなりましたが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○鶴会長：

ありがとうございます。かなり細かいところまで説明がございました。今まで議論していただいた中の追加部分であるとか、修正部分の点について皆様にお諮りするということですが、ご意見・ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

○坂根委員：

別紙 2 の「敷地面積による総量制限の緩和措置」とありますが、1,000 m²が緩和措置なので、1,000 m²を超えるときだけ使えて、それ以外で 1,000 m²以下だと、基準値のみという考え方でよろしいでしょうか。

○事務局：

はい、そのとおりでございます。1,000 m²以下の場合には元の基準値です。

○坂根委員：

地区によって総量規制が 10 m²、20 m²、30 m²、ということですね。これは、敷地面積トータルででしょうか。

○事務局：

はい。その敷地の面積によつての考え方となります。

○坂根委員：

地区によって異なるため、一概には言えませんね。

例えば、元パチンコ屋で今はドラッグストアになった場所がありますが、1,500 m²を超えているのではないのでしょうか。

○事務局：

元パチンコ屋だった所は 1,000 m²を超えておりますが、実情に沿っているというところで判断しております。

○坂根委員：

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

あまり支障も、苦情も来ない程度の数値ということですね。

○事務局：

はい。その点につきましては、現地を確認しながら判断しております。

総量が少し多いが敷地は広い場合は、協議を行っていく中で調整するなど、現実的な対応ができるよう数値にさせていただいているため、問題がないという判断です。

一応、今の基準でいきましたら 20 件程度がこの基準で適用除外（既存不適格）になると考えております。

○鶴会長：

そもそも、この第 1 種制限地域の総量規制が 10 m²以下というのは適切なのですか。

○事務局：

他の市町村では 5 m²以下という事例もございますが、5 m²ではさすがに厳しいため、10 m²ぐらいあったほうがよいのではないかと考えております。その地区の中で全体的な看板を見ると、そのあたりが妥当ではないかと思えます。

○鶴会長：

あまり厳しくすると。既存不適格だらけになってしまいますからね。

坂根委員、よろしいでしょうか。

○坂根委員：

はい。

○鶴会長：

他にございますか。

○村越委員：

許可基準の 31 ページ、一番上の「色彩等」の部分で「周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること」という文が消されていますが、これは、数値をはっきりさせたから不要になったのか、抽象的で分かりにくいから削除したのかどうか、教えていただきたいのです。

○事務局：

景観政策班長の増原です。

景観との整合性の関係で削除しておりますが、従来は「景観形成方針」と「景観形成基準」の 2 つを記載しておりましたが、景観形成方針に従って具体的な景観形成基準を定めておりますので、基準だけ記載すれば足りるところで、表現を少し短くさせていただきました。

よって、従来の基準自体がなくなるということではございませんので、ご安心いただければと思います。

○鶴会長：

別のところに記載されているということですね。

○事務局：

はい。景観形成方針に基づいて景観形成基準を作成しておりますので、基準の方で判断しようと考えております。

○村越委員：

景観形成方針に記載されているのですね。

○事務局：

そのとおりでございます。

○村越委員：

色相の記号があるよりは、こういう文言は一般にはわかりやすいので、どこかにあれば良いかと思いますが。

○事務局：

パンフレット等には、今の景観形成基準や定量の基準を記載してまいります。

○鶴会長：

「こういう方針だから、こういう具体的な基準なのですよ」ということがセットで表現されていれば良いですね。パンフレットについては、どのような内容になるのでしょうか。

○事務局：

パンフレットは、現在作成中です。

○鶴会長：

今のご意見に沿うよう、あまり味気ないパンフレットにならないようにお願いします。

○事務局：

「定量的な数字というのは、こういう言葉になる」ということが分かりやすくなるようにしたいと考えております。

○鶴会長：

よろしいでしょうか。

○村越委員：

はい。分かりました。

○鶴会長：

その他、何かございますか。

それでは、質問はないようですので、皆様にお諮りしたいと思います。

このたび付議されました諮問第 6 号につきまして、原案のとおりで支障ない旨を市長に答申することによろしいでしょうか。

○委員一同：

異議なし

○鶴会長：

ご異議がないものと認めます。よって、諮問第 6 号について、当審議会として原案のとおりで支障ない旨を市長に答申いたします。答申書は、私のほうでしたため市長へお渡しします。

議題（2） 「第 4 回 いわくに景観賞」の選定について（意見聴取）

○事務局：

それでは、議題 2 「第 4 回いわくに景観賞の選定について」御説明いたします。

資料 2 の 1 ページ目を御覧ください。

「第 4 回いわくに景観賞」は、市内にある素晴らしい景観を収めた写真を表彰することで、身近な景観に関心を寄せ、市民一人ひとりが、景観作りの主役として地域の魅力向上と創出に取り組むきっかけとなることを目的に、募集を行いました。

前回のいわくに景観賞では「自然」「建造物とまちなみ」「くらし」の 3 部門に景観の種類を分けて実施いたしましたが、応募作品や年齢に偏りがありましたので、今回は、幅広い世代の方に気軽に応募いただくために、中学生以下の「ジュニア部門」と高校生以上の「一般部門」に部門を分けて実施いたしました。

令和 7 年 10 月 6 日から 11 月 14 日の期間で募集を行った結果、「ジュニア部門」11 件、「一般部門」52 件、計 63 件の応募をいただきました。

その後、委員の皆様には事前審査を行っていただきました。年末のご多忙の中、御協力いただき誠にありがとうございました。

集計の結果、多くの応募をいただいたため、事務局で得点順に作品を絞り、審査会にお諮りすることといたしました。委員の皆様には、本審議会前に、最終審査対象作品の中から上位 3 作品を選定のうえ、投票用紙を受付の際に御提出いただいております。

なお、本日ご欠席の福田委員におかれましては、ご記入いただいた投票用紙をお預かりし、集計させていただいております。集計結果は、先ほど事務局から配布させていただきました。

委員の皆様には、各部門で 1 位とした作品の選定理由を簡単に発表いただけますと幸いです。皆様の選定理由は、後日、鶴会長と事務局で作成する講評の参考とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、本日の審査会での審査について御説明いたします。2 ページ目「第 4 回 いわくに景観賞」最終審査要領を御覧ください。

第 4 項「最終審査の流れ」に記載の内容につきましては、先ほど御説明させていただきましたと

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

おり、投票と集計は完了しておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、3 ページ目を御覧ください。第 5 項「同点及び僅差の場合の取り扱い」及び第 6 項の「重複受賞」の部分については、集計の際にこれらの内容を反映させております。

同点又は僅差の場合は、①～③の順に沿って順位を決定し、同一応募者による複数の作品が上位に入っていた場合、順位が高い方を残し、もう一方は他の応募者の作品を繰り上げております。

委員の皆様には、先ほど配布させていただいた集計結果に対し、第 6 項に記載の作品の偏りの確認や、皆様の評価理由などを踏まえ、ジュニア部門から 6 作品、一般部門から 10 作品、計 16 作品を受賞作品として決定いただきたいと思いますと考えております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

各賞は、本日の審議会の結果を踏まえ「岩国市景観まちづくり表彰制度実施要綱」に基づき、後日市長が受賞者を決定いたします。会長賞につきましては、市長賞決定後に各部門 1 作品を決定していただきます。その後、講評の作成を行い、令和 8 年 2 月 19 日に授賞式を実施する予定としております。表彰式当日は市長とともに、本審議会を代表して会長にも御出席いただき、御講評をいただきたいと思いますと考えております。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○鷗会長：

ありがとうございます。皆様のお手元には、集計結果が配布されております。

事務局のほうから、この見方について御説明いただけますでしょうか。

○事務局：

各部門とも、「作品番号」「順位」「同一応募者作品」を見出しとして記載しております。「順位」については、先ほど御説明いたしました通り、審査要領に沿って集計した結果となります。

現段階では、純粹に順位順により、ジュニア部門 6 作品、一般部門 10 作品を選定しておりますが、これから御審議いただく中で順位は入れ替えていただいで差し支えありません。

○鷗会長：

ありがとうございます。

続いて、先ほど事務局からの説明にもありましたとおり、委員の皆様からお一人ずつ簡単に選定理由について御発表いただければと思います。

先ほど事務局からは各部門の 1 位の作品の選定理由についてということでしたが、どういう視点で選定されたのかについて、少しざっくばらんにお話しいただければと思います。

では、村越委員から順にお願いいたします。

○村越委員：

では、ジュニア部門から。錦帯橋であったランタンの行事のもので、行事の楽しさと賑わいを感じられるので、いいなと思いました。

1 位 (06 番) と 2 位 (01 番) は差がないと思いました。ジュニアの方が応募していただいたことがうれしかったです。3 位は、10 番を選び、05 番のふるさとの風景も、自分の街が好きだという

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

ことはとても大事だと思っております。人と景観が関わっているという点で、1位から3位まで選びました。

一般部門は、錦帯橋が多かったので、20番、19番、16番を選んだのですが、3位が錦帯橋で人が映っており、こういった伝統の行事を大事に残していきたいというところで評価をしました。

○鶴会長：

ありがとうございました。続いて、坂根委員お願いします。

○坂根委員：

見た目で判断したのですが、ジュニア部門で06番と01番の写真でほとんど差がないと思ったのですが、写真で見たときの構図の美しさで、06番のほうを1位にしました。

また、地元を愛する興味を持っているという点で考えた時、05番や10番もいいのですが、本当に中学生なのかなという感じはございました。02番と03番を2位と3位で選びました。

03番は青と赤で青春っぽいと思いました。02番は心がほっこりするような写真ではありますが、もう少し吉香公園らしさがあればいいなと思いました。

一般部門は、1位は一目見て圧倒的に20番だなと思いました。2位も迷い、錦帯橋が多く迷いましたが、昔岩国の夜景を見るために山に登ったことがあり、岩国の夜景はきれいだなと思って07番を選びました。これも岩国らしさだと思いました。3位は、16番で、水鏡が美しくてきれいだなと思いました。色の入り方も綺麗で良いと思いました。

○鶴会長：

ありがとうございました。続いて、山口委員お願いします。

○山口委員：

ジュニア部門のほうですが、06番と01番で迷って、01番を1位にしました。

理由は、06番には中央や右角に何か障害物が写っているので、錦帯橋が01番のほうがちゃんと映っており、また空に上がっていく上空の空間が重ねられていると思い、選びました。また、吉川広家公の没後400年という記念行事で、この年ならではの景観だったと思います。400個のランタンが空に上がり、未来につながるという意味では、01番だと思いました。

2位は、11番です。集計結果としては一番最後になっておりますが、これは吉香公園のお堀の石垣ですが、岩国の歴史を感じることができて、水鳥が優雅に泳いでいるのを見ると、なごみます。石垣と水鳥のアングルが素晴らしいと思います。

3位は、やはり岩国ということが分かるものが良いと思ったので、ほかのものを見るとわからないことはないですが、06番の錦帯橋というのを選びました。以上が、ジュニア部門です。

一般部門の1位は19番です。こんな写真が撮れるのは、錦帯橋があつて、大名行列があつての景観だと思いました。こんな写真がいつまでも撮れるように願っています。

2位は14番、これもランタンですね。吉川広家公の没後400年という記念行事で、錦帯橋と市民の願いがランタンになり夜空に舞い上がる歓喜以外のなにものでもないということで、こちらを選びました。

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

3位は 20 番、1位になっていますが、錦帯橋のライトアップのブルーと満開の桜で、幻想的な夜桜の景観です。桜も見事ですが、錦帯橋が青の衣装をまとっているような感じで、日頃のないようなカラーを、この錦帯橋の写真で見せていただきました。

○鶴会長：

ありがとうございました。続いて、斉藤委員お願いします。

○斉藤委員：

私は選ぶ際、3つの基準を設けました。

1番目は岩国への一般的理解とあまり離れていない点です。例えばジュニア部門の02番や03番の写真ってというのは、岩国へ少し関連的に結びつきが弱いかなというふうに解釈しました。

2番目は、プロに依頼するわけじゃなくて、一般の方々の応募ですので、一般的に日常的な視点になるべく入っているということ。そういう意味で、例えば一般部門の20番と02番はすごいです、ちょっとプロっぽいなって、逆に懐疑的に思いました。

3番目は、例えば一般部門の19番のような望遠で狙っているというのもいいのですが、やっぱり岩国の市民が日常的に目の当たりにしている自然な画角、15ミリから10ミリのレンズの画角で、自然にとっているものもいいなと思いました。

ジュニア部門から申し上げますと、1位は01番にしました。山口委員がおっしゃったように、06番とよくよく見比べたのですが、06番のほうは「立て看板」が錦帯橋にかかっています、だから看板規制はもっと厳しくしなければいけないと、こういう残念なことがあって、なので01番にしました。「漆黒の夜空とランタンのコントラストが美しく、まるで金箔を施した漆細工のようでもある」と、こう書きました。

2位は05番であります。路村形態、いわゆる里山で、子どもたちが通学路でここを通っていて、その記念すべき特別な風景なのだなって想像しました。

3位は11番です。歴史的な環境を身近に感じられる、やはり屈託がない、お城などの旅行ガイドに出るようなところではなく、本当にこういうところで日常的にゆっくりしているのかな、思わず散歩に出かけたくなる1枚だと思いました。

一般部門を申し上げますと、1位が12番です。構図を中央で大胆に二分しているということと、よくよく見ると今日的な要素を一切排除されておりまして、まるで100年前の風景を彷彿させるような作品なのだと思います。

2位は07番、夜景ですね。岩国の夜の美しさに気づかされるということで選びました。

3位は01番です。これは由宇町ですね。錦帯橋ばかりではなくて、瀬戸内らしいというのも岩国の特徴である、色鮮やかさが印象的であるという評価をしました。以上です。

○鶴会長：

ありがとうございました。続いて、笹井委員お願いします。

○笹井委員：

ジュニア部門からですが、1位は05番の田園風景です。私の職場が農林水産事務所というのも

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

あり、この写真を見たときに、子どもたちが自分のふるさとということを感じながら撮ってくれたのかと思い、すごく感銘しました。写真自体もすごく良いなと思いますし、今後また故郷に帰ってきてもらえるのかな、というそんな思いも感じながら、この 05 番を選ばせていただきました。

2位は 06 番です。ランタンのイベントなのですが、実は私も当日行ってこちらを拝見させていただきました。ランタンの一斉に上がる風景というものにすごく感動しました。写真の構図もとてもよく、06 番を選びました。

3位は 01 番ですが、同じランタンの写真ですが、同じく、構図がしっかりしており、良いかと思いました。

一般部門のほうですが、1位は 09 番としました。最近では米不足ということで世間が賑わっておりますが、そのような中で農家さんがしっかり育てたお米が多く実り育っており、なおかつ、遠くには錦川清流線が走りつつ、すごく元気な岩国ということイメージしました。

2位は 16 番です。他の応募作品を見ると錦帯橋がメインでありましたけれども、そうでない綺麗な岩国の風景で、こういう風景は私も見たことがないので非常にいいなと思い、写真もすごく綺麗で技術的なところもあるのかなというふうに思い選びました。

3位は 12 番で、春の桜と錦帯橋と屋形船ということで、動きがすごく、良い風景だなあとということで3位という形でつけさせていただきました。

○鶴会長：

ありがとうございます。続いて、正木委員お願いします。

○正木委員：

私の方で1人の意見じゃなくて、若い子2人を入れて、やりました。

ジュニア部門では、1位が 06 番、2位が 01 番、3位が 10 番です。

視点としては、一般部門もですが、まず岩国らしさがあるかということ、歴史と文化などにぎわいが感じられるかどうか、あとは写真の美しさです。例えば一般部門の 10 番、こういうコントラストいいものを選んでいきます。一般部門は同点がありまして、1位がこのとおりで 20 番、2位が 02 番、最後3位が 19 番と 16 番、このとおりの順番を選びました

ジュニア部門に戻ると、看板の話が先ほどありましたが、構図で見ると1位は 06 番かなと思いました。

一般部門では季節感があるもの、春や秋など、その辺りのものを選びました。

16 番は水面に上下対称に映っており非常に美しく、サツキの花の赤と緑のコントラスト、その辺がいいのかなということで、選んでおります。

○鶴会長：

ありがとうございます。それでは最後、杉山委員お願いします。

○杉山委員：

最後なので、ほぼご意見は出尽くしているかと思いますが、私の方で選んだものを発表させていただきます。

第20回岩国市景観審議会 会議録

まずジュニア部門は、1位は01番を選んでおります。06番とほぼ同じような構図ではありますが、01番をパッと見た感じ自然な感じがしましたので、狙って撮っているというよりは、ジュニアですので、普通に自然に風景を撮ったのだという雰囲気がありましたので、01番を1位に選ばせていただきました。

2位は、これもあまり意識せず普通に撮ったのだろうなということで、02番の親子の写真を選ばせていただきました。

3位は11番になります。私はずっと地元が岩国ということもありますので、見慣れた風景を写し込んであるものです。電柱はちょっと残念なところがありました、そのところをトリミングせず残しているので、もうジュニアの方が撮られたものなのだなということで、あえて選んでおります。

一般部門に関しましては、商工会でよくこういったポスターや写真で見慣れていますけれども、02番について、こういった赤というのがあまり見られることがなかったので、ちょっとインパクトが強く、02番を1位に選ばせていただきました。

2位は08番の夜景です。他にも夜景の写真はありましたが、センターの赤いライトと錦帯橋が入っておいりましたので、08番を2位とさせていただいたのと、3位は12番で集計結果は6位ですけど、満開の桜と遊覧船、これは多分岩国でしか撮れないであろうということで、こちらの方を選ばせていただきました。

○鶴会長：

ありがとうございました。私も一言だけ。

以前、私は画家が描いた風景画を200枚以上分析したことがございまして、いわゆる絵になる景観はどういう構成になっているのかというような研究論文を書いたことがあります。そういう視点が私の頭に残っており、そういう視点で少し見てしまったというのがございます。

そういう画家はですね、日常の風景を非日常化する描き方を技法として持っているのですね。ですから、日常を何か、おっと思わせるような、そういう技術です。そういったところで、技術としては、「構図」というものがあります。

だから、画家は上手な構図を使うのですが、そういう視点で見えていくと、ジュニア部門の私の一番は05番です。高いところを俯瞰する極めて一般的ではありますが、小学生がこういうパノラマの風景を撮るといのはレアなケースかなと思ひ、これを1位にしました。

2位に選んだのは10番です。アイストップ手法といいます、アイストップに城を置いて、パースペクティブに構図を構えているという、これも非常に一般的なのですけれども、画家がよく使う手法ですね。

日中の景観を選ぶということが私の頭の中にあって、夜景は選択肢から消してしまうのですね。ですから、今回夜景はどうしようか思ったのですが、ジュニアは2つ入っていたので、01番を3位に入れることにしました。気持ちとしては05番と10番、これが優秀かなというふうに思ひます。

一般部門ですが、いま山口市でも同じ景観審査会の委員長やっていて、プロ、セミプロが写真を出していて、非常にうまいですね。そういう構図のことが非常によくわかっていらっしやる。こちらでも日中の景観を、主眼に選びました。

私が1番にしたのは、19番。これは、本当に上手いですね。これ、どこかでこの構図を見たこと、

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

皆さんございませんか。これ浮世絵の広重の日本橋に非常に近いんですね。奥行き感すごく出しているんですね。ちょっと斜に構えて橋をパースペクティブに見るという、非常にオーソドックスだけれども、うまい撮り方だと思います。

2位は 02 番の錦帯橋です。これも、額縁的な効果とありますが、前に、木とか枝とかそういうのを置いて、のぞき込むように対象を見ると、すごい奥行き感が出るんですね。距離的な対比を見せて、奥の錦帯橋をすごい興味深く撮る。これも技法です。

3位は 09 番。これは水平性を非常に強調され、黄金色と清流線の色彩が非常にマッチしており、非常に上手な撮り方の 1 つかなと思いました。そういった意味で、一般部門はほぼセミプロの写真クラブか何かの方々なのかな、という風なことを思いながら、見えています。他の写真もすごく上手なのですが、私が良いと思ったのは以上 3 つということでございます。

ということで、皆さんに確認していただきたいのは、被写体の偏りや、先ほど共有いただいた評価理由などを踏まえご意見いただき、必要に応じて受賞作品の入れ替えを行いたいと思います。「集計結果の上位以外の作品を採用した方が良いのでは」といったようなご意見などございますか。

○坂根委員：

市長賞は市長が選ばれて、景観審議会賞は景観審議会が選んで、ということでしょうか？

○事務局：

市長は、ジュニア部門でいいますと 6 番まで色がついておりますが、その中から市長が 1 点選び、会長賞は会長にこの中から選んでいただきます。あとは全部入選ということになります。

○坂根委員：

市長賞と会長賞が被った場合はどうされるのでしょうか。

○事務局：

順番としては、市長が選んだ後に、会長に選定していただくと考えております。

○鶴会長：

会長賞というよりも審議会の賞ですから、ここで 1、2 位を決めればいいのかないところですね。市長賞とかぶらないような形にしましょう。まず、入選作のジュニア部門 6 件一般部門 10 件の案は、皆さんご異存ございませんか。

○委員一同：

異議なし

○鶴会長：

ありがとうございます。審議会はこのスコアを使うけれども、市長と被らないようにするという形にするということで、何かご意見はありますか？

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

○村越委員：

錦帯橋が複数あるので、一般部門 1 位に 20 番を市長が選んだ場合は、大名行列のような 3 位の 19 番を選んでもらった方が良いと思います。

人が写り込んでいるような写真が良いと思います。

○鶴会長：

ありがとうございます。他にはございますか。

○杉山委員：

写真については、ポスターにするなどの二次使用は検討されているのですか。

○事務局：

授賞式を 2 月 19 日に開催するのですが、授賞式後にも 2 時間程度会場に掲載しようと考えております。

また、ホームページにはこれまでの作品も掲載しておりますし、オープンハウスであるとか、市役所でのパネル展示を行うこともございますので、こういった場所での掲示などを考えております。

○杉山委員：

過去の錦帯橋祭りの写真が作品の中にありますが、今年の 4 月末に錦帯橋祭りがあるので、そういったところへの二次使用が可能であれば、この作品が受賞するのであれば、使用しても良いのではないかと思います。

○鶴会長：

二次使用することを前提に考えて作品を選定した方が良いということでしょうか。

○杉山委員：

いえ、たまたま錦帯橋祭りの写真がございましたので、本審議会以後に祭りがありますので、そういった時に活用できるのかと思ひましてお伺いしました。

○鶴会長：

入賞は入賞ですので、それは問題ないかと思います。事務局からございますか。

○事務局：

観光部局とも情報共有をし、使えるものは使っていただくようお願いしようと思ひます。

○鶴会長：

では少し整理しますと、ジュニア部門のランタンが 1 位 2 位を取っていますので、市長がランタンを選択したら、審査会長賞に 3 位の 05 番を選択する、2 位の 01 番を市長が選んでも、3 位の 05 番を選ぶことで、ジュニア部門はこれで良いでしょうか。

○委員一同：

異議なし

○鷗会長：

続いて、一般部門ですね。市長が1位の20番を選んだ時に、ご意見としては02番を飛ばして3位を会長賞にしたかどうかというご意見がありました。いかがでしょうか。

○委員一同：

異議なし

○鷗会長：

では、市長が1位の20番を選んだ場合は、2位ではなく、3位の19番を会長賞ということにさせていただきます。市長が2位の02番を選ばれた場合のときは、1位の20番を会長賞にさせていただきます。審査は以上でよろしいでしょうか。

○委員一同：

異議なし

議題（3）「付議区分について」 議題（4）「今後のスケジュールについて」

○事務局：

景観政策班長の増原です。議題3及び議題4は私から報告させていただきます。

議題3「付議区分について」御報告いたします。資料3「岩国市景観審議会付議区分について」を御覧ください。

前回、第19回の審議会で、付議区分について御報告をさせていただいております。

冒頭、部長の挨拶にもありましたとおり、令和7年12月に屋外広告物条例が制定されたところでございます。

本日、配布資料の中の追加資料④が条例全文になりますが、第12条第2項において、「許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認める場合は、岩国市景観審議会の議を経て、これを許可することができる」といった旨の規定を設けております。

従いまして、これまで審議会に関しては「意見を聴く」ということで「意見聴取」とさせていただいておりましたが、「議を経る」ということで決議まで求められておりますので、今回付議区分として「議案」を追加し、議事の優先順位といたしましては第1位にさせていただいたところでございます。付議区分に関しては以上でございます。

続きまして、議題4「今後のスケジュールについて」でございます。資料は、資料4、「岩国市景観審議会に係る今後のスケジュール（案）」を御覧ください。

屋外広告物と景観賞に関する件については議題1、議題2で御説明しましたので、「景観重要建造物」「景観計画」「景観重要樹木」に関するスケジュールについて、御報告いたします。

まず、「景観重要建造物」についてです。本市では、現在、横山・岩国の重点地区において28件

第 20 回岩国市景観審議会 会議録

の建造物を景観重要建造物に指定しています。このたび、4件の建造物の所有者との事前相談が調いましたので、建造物の図面作成や経緯、歴史的背景についての考察を含む調査記録を作成しようと考えておりました、こちらの業務発注をしたところでございます。調査報告書が届きましたら、令和8年4月中に、委員の皆様のご都合の付く時になると考えておりますが、建造物の現地確認をさせていただこうと考えております。その上で、4月下旬頃に審議会を開催し、景観重要建造物として相応しいかどうかの御審議をさせていただこうと考えているところです。

次に、「景観計画」についてです。岩国市の景観計画に関しましては、平成24年、2012年の11月に策定し、周知期間を経て、平成25年4月から運用を開始しております。運用開始から13年が経過しましたが、これまで景観計画に掲げている景観施策についての進捗状況を御報告する場を設けておりませんでしたので、次回審議会で御報告させていただきたいと考えております。

最後に「景観重要樹木」についてです。本市ではこれまで、山口県内で唯一景観重要樹木を指定しておりましたが、残念ながら令和6年に枯れてしまったため、指定を解除しております。所有者の方々の御意向を確認したうえで、景観重要樹木に指定すべきものがあるようでしたら、取りまとめて審議会にお示しし、景観重要樹木として適当かどうかの御審議をいただければと考えております。

予定では5月以降としておりますが、特に指定すべきものが見つからなければ審議会にはお諮りいたしません、見つかりましたら、お示ししたいと考えております。

景観重要建造物や景観重要樹木につきましては、山口委員にも登録いただいている「岩国市景観ウォッチャー」の皆様との座談会を年1回程度開催しております、その座談会においても候補を挙げていただいておりますので、こういった内容も踏まえ、事務局で検討してお示しできればと考えているところでございます。以上でございます。

○鷗会長：

ありがとうございました。皆さんの方から何か質問ございますか？

○斉藤委員：

今日初めてでわからないこともあったのですが、修景計画とか修景誘導は、この審議会のテーマになるのですか。

○事務局：

変更をかけるときにお諮りすることはございますが、いまのところはございません。

○斉藤委員：

発言の趣旨といたしましては、こういった規制というのは財産権をある程度制限するものである、それに対する効果ですね。面的に統一性を持たせたときに、不動産としての価値も向上するという、或いはイメージ面でも向上するというようなこと。例えば一般的にパンフレットを作る際などに、そういったメリットやストーリーをきちんと説明していくということが、多分スムーズな運用に繋がるのかなと思っています。もちろん修景についても、補助を、これに比例して増やしていくような方向性も大事かなと思います。

○事務局：

税制の優遇措置等があるということはお示ししているのですが、財産価値がどれくらい上がるかなどが具体的にお示しできるのが一番ではあると思っております。

○斉藤委員：

類似の他の会議でもそのような議論は出ていて、現実的にどこまで不動産価値が上がるかというのは答えが出ておりませんが、ストーリーとしてはそのようなものがあるというのは大事かと思っております。以上です。

○鶴会長：

ありがとうございます。

付議区分に「議案」というものがついに出了たので、この審議会の位置付けも高くなって参りました。今まで「諮問」まででしたけれども、ここで可決しないといけない案件が出てくるということで、かなり責任を伴う審議会になってきたということですので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

他に皆様から何かございますか。

○委員一同：

特になし

○鶴会長：

それでは、以上をもちまして第 20 回岩国市景観審議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきありがとうございました。